

東京都市計画特定防災街区整備地区の決定（目黒区決定）

令和元年10月25日 決定

都市計画特定防災街区整備地区を次のように決定する。

種 類	位 置	面 積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備 考
特定防災街区整備地区 (原町一丁目7番・8番地区)	原町一丁目 7番・8番地 内	約0.4ha	100㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、区画道路1号及び2号においては道路の中心から3m以上、区画道路3号においては道路の境界から2m以上とする。ただし、道路状の面からの高さが2.5m以上の部分に設けるひさし、戸袋、開口部の外開き部分その他これらに類するものはこの限りではない。	—	—	原町一丁目 7・8番地区 防災街区整備事業施行 区域

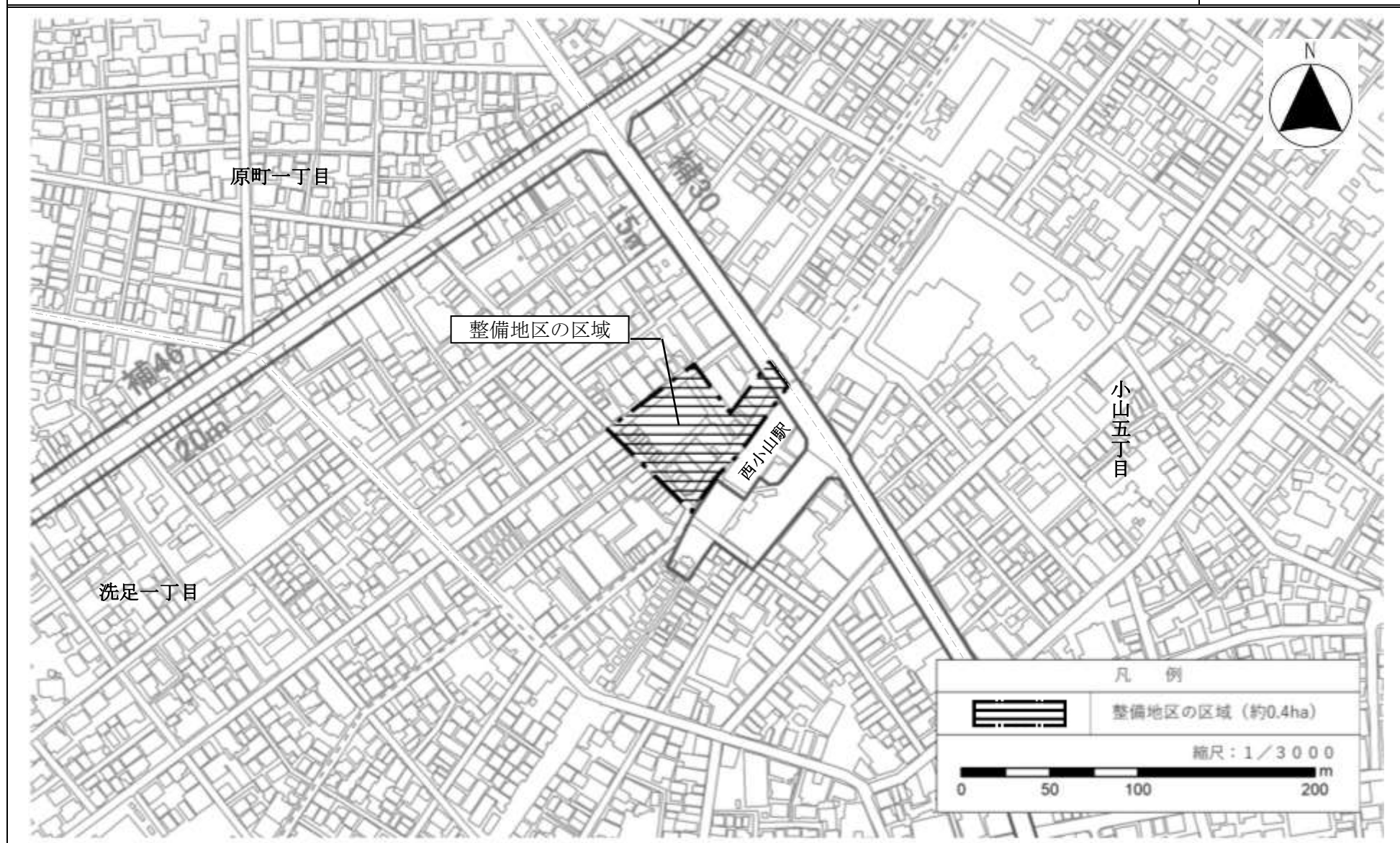
「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由 : 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を決定する。

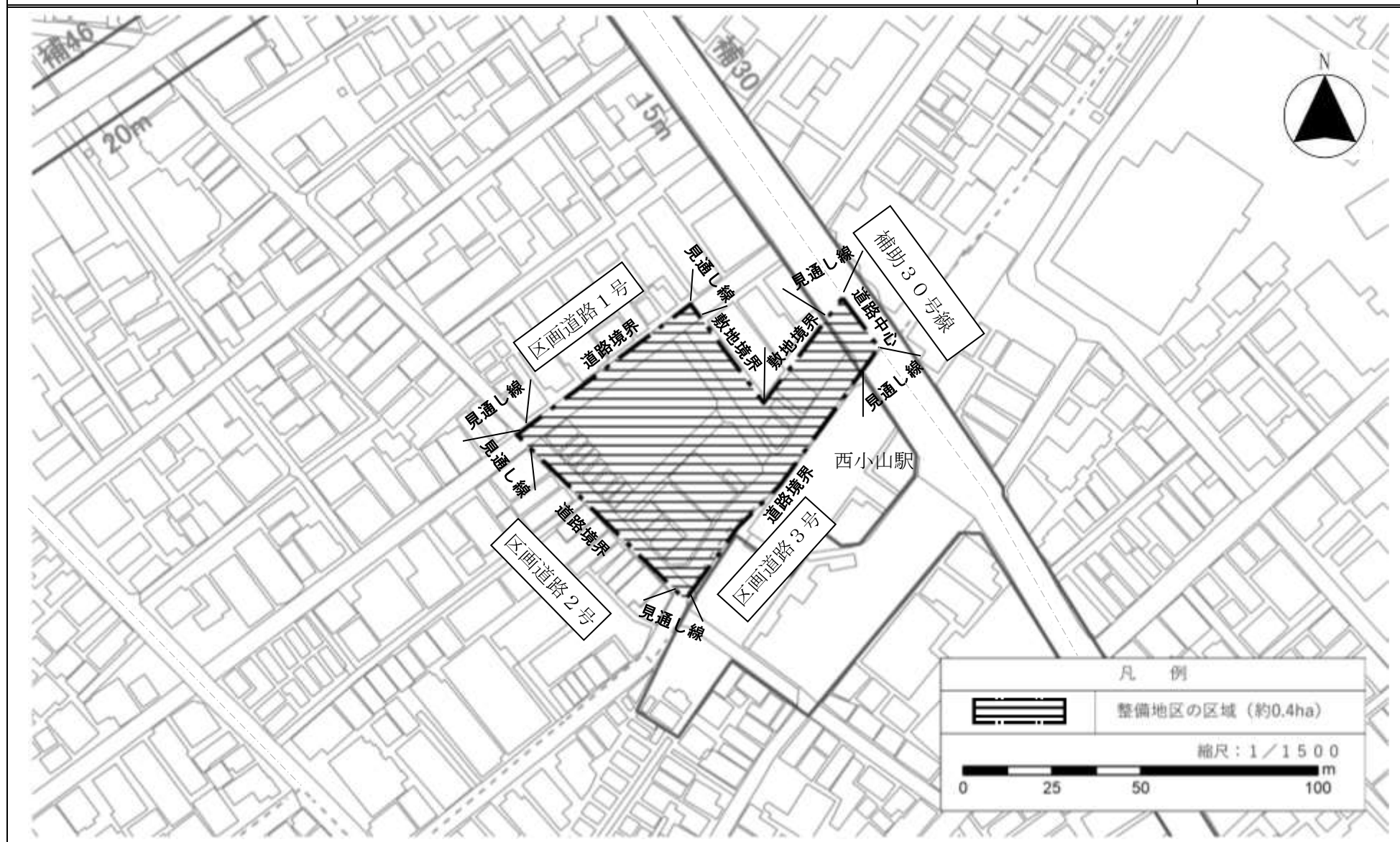
東京都市計画特定防災街区整備地区
(原町一丁目7番・8番地区)

位置図

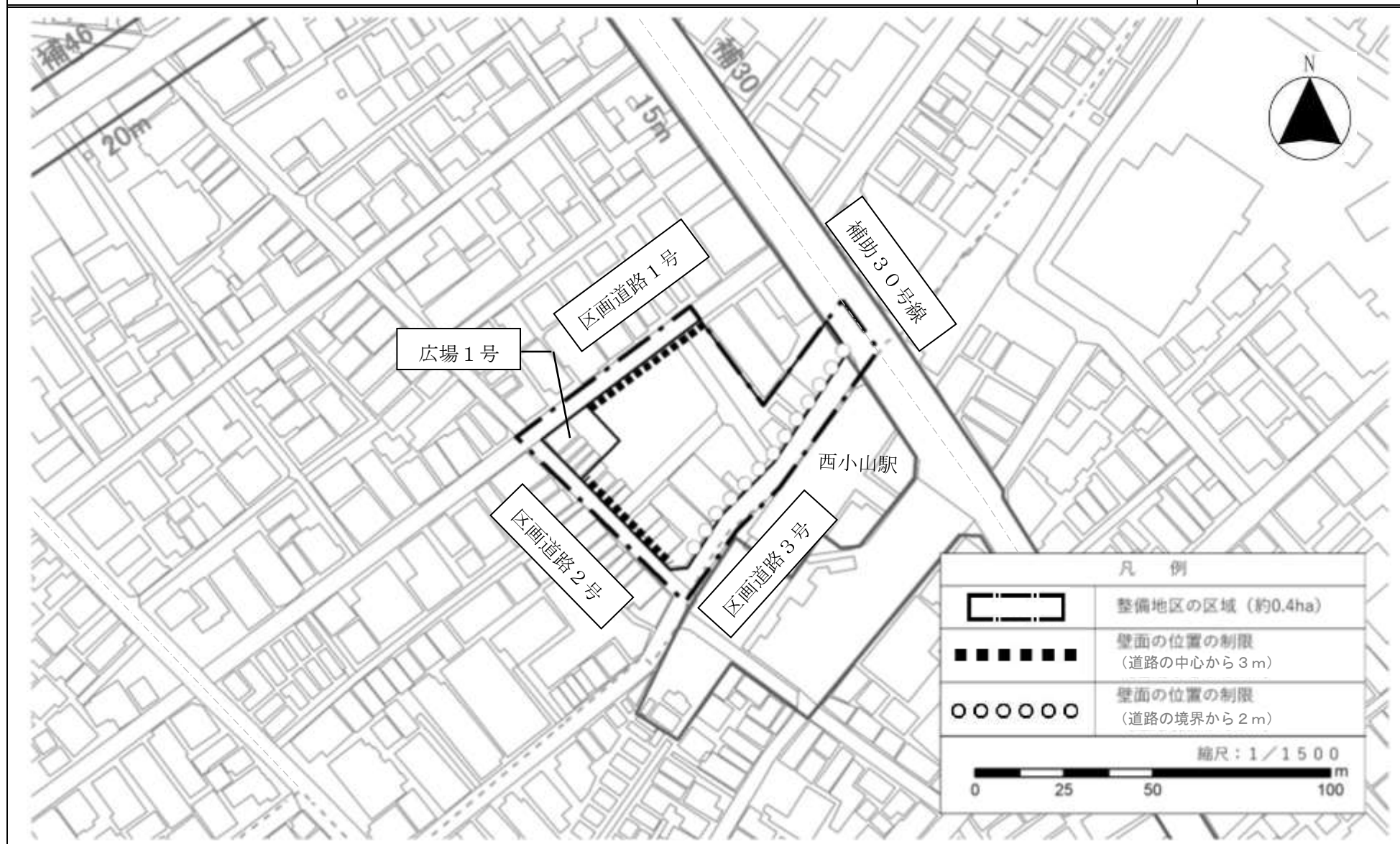
[目黒区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 31都市基交著第39号、令和元年6月7日 (承認番号) 31都市基街都第65号、令和元年6月27日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 31都市基交著第39号、令和元年6月7日 (承認番号) 31都市基街都第65号、令和元年6月27日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。
無断複製を禁ず。(承認番号) 31都市基交著第39号、令和元年6月7日 (承認番号) 31都市基街都第65号、令和元年6月27日